ブラジルの特許保護期間に関する 憲法上の問題とその影響

ルイ・ロズエ (Louis Lozouet) GLOBAL IP Brazil 、パートナー ブラジル知財弁護士

1. 特許保護期間に関する最高裁判決(ADI第5229号)の背景

これまで何年にもわたり、ブラジルの知的財産(IP)制度は大きな改善と変革を遂げてきました。たとえば、ブラジル特許商標庁(BRPTO)は、世界の主要な機関とのハーモナイゼーションを実現するために様々な制度変更を実施してきました。より具体的には、未処理出願件数の削減、特許・意匠および商標の権利付与までの時間の短縮など、生産性を高めるための制度および運営の変革や、商標の国際登録に関するマドリッド議定書の実施、工業意匠の国際登録に関するハーグ協定への加盟などです。たとえば、BRPTOの公式データによれば、2022年末までに審査のバックログを92%削減し、特許付与までの期間をいくつかの分野で平均3~4年短縮することで、BPRTOはかなりの進歩を遂げてきています。

それらに加え、ここ数年来でおそらく最も強くブラジルの知的財産環境に影響を与える重要な司法判断が2021年にブラジル最高裁判所により示されました。これは、2016年に連邦政府司法長官が提出した、工業所有権法(IPL)第40条の合憲性を問う直接違憲訴訟第5529号に関するものです。

他の多くの国と同様に、ブラジルにおける特許の有効期間は特許出願から20年と定められています。その一方で第40条は、有効期間は特許付与日から数えて10年を下回ることはできないと規定していました。この規定によると、特許出願から権利付与までにたとえば12年かかった場合には、その特許の有効期間は特許出願から22年とされるのです。

この制度は1996年、BRPTOの特許出願審査の遅れ(当時は例外的状況と考えられていた)による損失を補うため導入されました。しかし、例外だったものがいつしか普通になってしまいがちなことは人類の歴史が証明しています。近年では(少なくとも、2021年にBRPTOが審査期間短縮計画を採用するまでは)、ブラジルで付与された特許のほぼ100%に対し第40条に従った期間調整がなされる状況となっていました。

2021年4月7日、最高裁判所は、第40条の違憲性を検討するために合議を行いました。そして同日、最高裁判所のディアス・トッフォリ報告判事は、司法長官が求めていた"10年の特別期間"